商　品　概　要　説　明　書

《相続専用定期貯金「つなぐ」（スーパー定期貯金　単利型）》

（令和８年１１月２日現在）

１．商 品 名	・相続専用定期貯金「つなぐ」　（スーパー定期貯金　単利型）
２．ご利用いただける方	・相続手続き完了後１年以内に相続により取得した資金を原資としてお預入いただける個人のお客様 （当ＪＡ以外の預貯金、相続により取得した不動産や株券等の換金代金も預入可能）
３．期　間	・定型方式 ★1 年自動継続（元金継続または元利金継続）として取扱います。
４．預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	 ・一括預入 ・１００万円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
６．利　息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	 ・１．０％を初回満期まで適用します。尚、自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315％（国税 15.315％、地方税５％）※分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
７．手数料	・無
８．付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に０．５％を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
９．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①　預入期間が６か月未満　　解約日における普通貯金利率 ②　預入期間が６か月以上１年未満　　約定利率×50％ ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
１０．貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
１１．苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ各支店または金融部金融推進課（電話：０９２－３２２－２７６６）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館　　（電話：０９２－７９１－１８４０） 北九州法律相談センター　（電話：０９３－５６１－０３６０） 久留米法律相談センター　（電話：０９４２－３０－０１４４）
１２．その他参考となる事項	・相続専用定期貯金「つなぐ」の取扱期間は、令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）までとします。 ご契約時に下記の書類をご提示下さい。 ①遺産分割協議書の写し ②遺産分割協議書を作成されていない場合（下記の該当する書類をご提示下さい） ア　相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本の写し、遺言書の写し等） イ　相続手続きが終了した時期が確認できる書類（相続手続依頼書の写し、被相続貯金（預金）の利息計算書） ウ　お預け入れ原資が相続により取得したことを確認できる書類（相続手続依頼書の写し、遺言書の写し） エ　相続財産の換金額、時期が証明できる書類（売買契約書） ・本商品は１回の相続につき１店舗での取り扱いとなります。 ・障碍者等の小額貯金の利子所得等の非課税制度の対象となる個人の方は「マル優」のお取り扱いができます。 ・適用金利については、金利情勢の変化によって見直す場合があります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

ＪＡ糸島